

# 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付（10万円）と住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯への子ども加算（5万円）について

## 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付金

物価高騰に直面し、家計への影響が特に大きい住民税均等割のみ課税世帯に、1世帯につき10万円を給付します。

### 給付対象となる世帯

基準日（令和5年12月1日）において、南大東村に住民登録があり、令和5年度住民税の所得割が課されていないかたのみで構成されている世帯（住民税均等割が非課税になったかたのみで構成されている世帯は除く）

※以下の世帯は対象外となります。

- ・世帯全員が、住民税が課税されている他の親族等の扶養を受けている世帯
- ・住民税が課税となる所得があるのに未申告のかたがいる世帯
- ・租税条約による免除の適用を届けているかたがいる世帯
- ・他市町村で同内容の給付金（10万円）の給付をされている世帯

### 給付額

1世帯につき10万円

（住民税非課税世帯に対する給付金と重複して受給することはできません）

### 申請方法

- ・対象者には申請書を郵送しますので申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに南大東村総務課窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ・給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認しご指定の口座に振り込みます。
- ・令和5年12月1日基準に1月1日以降に転入された方には個別で申請が必要となります。総務課までご相談ください。
- ・申請開始日は発送をもって開始となります。

## 子育て世帯への加算給付金

令和 5 年度住民税非課税世帯または令和 5 年度住民税均等割のみ課税世帯のうち、18 歳以下（平成 17 年 4 月 2 日生まれ以降）の児童がいる世帯には、児童 1 人につき 5 万円を給付します。

### 給付対象となる世帯

基準日（令和 5 年 12 月 1 日）において、南大東村の住民基本台帳に記録されている者で、次のいずれかに該当する世帯の世帯主

- ア 南大東村非課税世帯家計支援給付金（住民税均等割非課税世帯：7 万円）の給付者世帯
- イ 南大東村住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金（住民税均等割のみ課税世帯：10 万円）の給付対象世帯

### 加算対象となる児童

- (1) 基準日（令和 5 年 12 月 1 日）において、給付対象者と同一の世帯に記録されている、平成 17 年 4 月 2 日以降に生まれた児童
- (2) 基準日（令和 5 年 12 月 1 日）以降申請日までに生まれた新生児で、かつ、給付対象者と同一の世帯に記録されているもの（申請日から 14 日以内に出生届が提出される見込みである者を含む。）
- (3) 別世帯だが扶養している児童（給付対象者から申立があった場合に限る。）

### 給付額

児童 1 人当たり 5 万円

### 申請方法

- ・対象者には申請書を郵送しますので申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに南大東村総務課窓口へ直接、または郵送でご提出ください。
- ・給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認しご指定の口座に振り込みます。
- ・令和 5 年 1 2 月 1 日基準に 1 月 1 日以降に転入された方には個別で申請が必要となります。総務課までご相談ください。
- ・申請開始日は発送をもって開始となります。

申請受付期限

令和6年7月26日（金）まで

問い合わせ先

南大東村総務課 低所得世帯給付金係

TEL 09802-2-2001